



キャッシュレス時報

CASHLESS JIHO

長内 智

（株）大和総研
金融調査部
主任研究員

第16回 日銀の「デジタル円」導入に向けた取組み

日本におけるCBDCの開発状況

●日銀は「発行計画なし」との立場

2020年10月にバハマで世界初の「中央銀行デジタル通貨」（以下、「CBDC」といいます）が発行されてから、主要国の間でCBDCの開発競争が繰り広げられています。CBDCとは、わかりやすくいえば、実物の紙幣や硬貨といった国の「法定通貨」の代替として、中央銀行が発行するデジタル化された通貨のことです。

例えば、消費者は店舗での支払の際、紙幣や硬貨を利用するのではなく、スマホを利用したキャッシュレス決済と同じような手順で、CBDCを利用することになります。

日本銀行は、「現時点でCBDCを発行する計画はない」としていますが、各国の動向などを踏まえながら、研究開発を進めています。

【図表】デジタル円の実証実験の流れ

概念実証フェーズ1	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム的な実験環境を構築 ・ CBDCの基本機能（発行、流通、還収）を検証 ・ 2022年3月まで実施予定
概念実証フェーズ2	<ul style="list-style-type: none"> ・ CBDCの周辺機能を付加して、その実現可能性などを検証 ・ 周辺機能は、オフライン決済、保有・利用上限の適用、匿名性の確保、取引情報の付加など
パイロット実験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者や消費者が参加するパイロット実験を実施

（出所）日本銀行決済機構局「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取組み」（2021年3月26日）より大和総研作成

●CBDCの実証実験に舵を切る

従来、日本銀行はCBDCの導入に対してかなり慎重な姿勢を示していました。これは、高度な金融インフラが整備されている先進国において、CBDCのメリットをあまり感じられないことや、中央銀行がデジタル通貨を発行することにより、銀行やキャッシュレス決済企業など民業を圧迫するおそれがあることによります。

こうした中、日本銀行は、CBDCの実際の発行を想定したシステム面の研究・開発ではなく、その仕組みや法制度などのリサーチを中心に検討を進めてきました。しかし、すでに海外でCBDCを発行する国が登場し、実証実験を進める国も相次ぐ中、将来的にCBDCが普及した場合に取り残されないよう、日本銀行もCBDCの実証実験に舵を切ったのです。

●「概念実証フェーズ1」が始動

日本銀行は、日本版CBDCである「デジタル円」の実証実験を3段階に分けて実施する計画です（図表参照）。そして、2021年4月5日に第1段階の「概念実証フェーズ1」が正式にスタートしました。

ここでは、システム的な実験環境を構築した上で、決済手段としてのCBDCの基本機能である発行、流通、還収に関する検証が行われることになっています。

実施期間は、2022年3月までとされており、その後、第2段階の「概念実証フェーズ2」に進む予定です。



●隣国の中国に大きく出遅れ

海外に目を向けると、中国は、2020年10月以降、「デジタル人民元」の大規模なパイロット実験を相次いで実施してきました。これまでのところ大きな問題は生じておらず、今後の発行に向けて順調に準備が進められています。2022年2月に開催予定の北京五輪までに発行されるという見方もあります。

日本銀行の実証実験計画では、パイロット実験は第3段階で行う予定です。しかし、2022年4月以降に見込まれる「概念実証フェーズ2」の終了時期が不明であり、パイロット実験がいつ始まるかの見通しも立っていません。こうした現状を踏まえると、日本は中国にかなり後れを取っているといえます。

🕒 法律面での対応も重要なポイント

●日本の法定通貨は銀行券と貨幣のみ

法定通貨（法貨）とは、各国の法律で明確に定められた通貨のことです。通常、法定通貨には、各種支払や納税の際に受取りが拒否されないことを保証する「強制通用力」が与えられています。これにより、法定通貨を使用した取引の確実性が担保されることとなります。

現在、日本の法定通貨は、日本銀行が発行する「銀行券」と政府が発行する「貨幣（硬貨）」のみとなっています。その根拠となる法律は、「日本銀行法」、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」の2つです。

●デジタル円への法貨性付与

今後、日本銀行がデジタル円を発行する場合、あらかじめ法貨性を付与しておくことが不可欠です。そのためには、現行法の改正もしくは新規立法が必要ですが、より対応が容易な法改正が有力な選択肢になると思われます。

また、注目されるのは、デジタル円の法律上の表記です。現行法に基づく、「デジタル銀行券」などが候補になるとみられますが、全く違う表記になる可能性も十分あると思います。

デジタル円のキャッシュレス化への影響

●キャッシュレス決済には当たらず

現在、政府はキャッシュレス決済比率を2025年までに40%程度、将来的には世界最高水準の80%を目指すとしています。それでは、今後デジタル円が登場し、日常での利用が徐々に広がることになれば、それはキャッシュレス決済比率の上昇にも寄与するのでしょうか。

一般的な感覚では、デジタル円による支払は、実物の紙幣や硬貨を利用しないキャッシュレス決済でしょう。そのため、デジタル円を利用するほどキャッシュレス決済比率は上昇すると考える人が多いと思います。

しかし、国際比較等で利用されているキャッシュレス決済比率の定義上、集計対象となる決済手段は、クレジットカード、デビットカード、電子マネーに限られ、CBDC（デジタル円）による支払は対象外です。なお、日本でよく利用されている銀行の口座振替・振込も集計対象になっていません。

そのため、現在の定義を変更しない限り、デジタル円が普及しても、キャッシュレス決済比率は上昇しないこととなります。

●デジタル円の所有額と利用額に上限？

世界的なCBDCの研究・開発の動向を踏まえると、デジタル円が登場した場合、その所有額と利用額に対して上限を設ける可能性が高いと思われます。

なぜなら、上限が設けられないと、民間の銀行預金からデジタル円に資金が大量流出するという、いわゆる「デジタル取付け」が発生するリスクがあるためです。また、そうした極端な資金流出が起ころなくとも、銀行預金の減少を通じて民間の銀行ビジネスが圧迫されるとの懸念が多く指摘されています。

実際にデジタル円の所有額と利用額に上限が設けられることになれば、デジタル円の登場が銀行ビジネスやリテール決済市場にもたらす影響度は抑えられることになるでしょう。